

都城もえ産品開発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、自ら生産した農林畜産物若しくは副産物（以下「自己生産物」という。）の付加価値を高める処理を行う者、自己生産物を用いた加工品の製造及び販売に取り組む者又は本市で生産された農林畜産物等を活用して新商品の開発又は改良を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農林畜産物等 農林畜産物及び本市産農林畜産物を使用した加工品（一次加工食品（ピューレ、搾汁液、乾物、漬物等）、調味料、焼酎等）をいう。

(2) 農林畜産業者 市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する団体若しくは法人で、次の各号のいずれかに該当するものであること。

ア 農林畜産業を営む個人

イ 宮崎県農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第4条第1項に規定する者）が所管し、又は指導する農産加工グループ（市内に加工施設を有する者に限る。）

ウ 農林畜産業者の組合又は農林畜産業者で構成する団体（以下「農業団体等」という。）で、ア及びイ以外のもの（当該農業団体等の構成員数の80パーセント以上が市内に住所を有し、かつ、農業団体等の運営及び事業に要する費用を全ての構成員が共同して負担している者に限る。）

エ 農業法人（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社若しくは合同会社、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第2条第1項に規定する旧有限会社又は農業協同組合法第72条の3に規定する農事組合法人をいう。）の形態で農林畜産業を営む法人

オ 六次産業化法認定事業者 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条の規定に基づく総合化事業計画の認定を受けた者

カ その他市長が補助対象者として適当であると認める者

- (3) 中小企業者等 中小企業基本法第2条第1項（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者（農林畜産業者を除く。）のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内に主たる事業所を有する法人

イ 市内に主たる事業所を有し、市内に住所を有する個人

ウ ア及びイに掲げる者を主たる構成員とする組合又は任意団体

エ その他市長が補助対象者として適当であると認める者

- (4) 新商品 補助事業実施年度に実施する次のいずれかに該当するものをいう。

ア 農林畜産業者が新たに開発又は改良した次のいずれかの加工品等

(ア) 自己生産物を用いて新たに開発する加工品

(イ) 新たに付加価値を高める処理を行う自己生産物

(ウ) 自己生産物を用いた加工品であって新たに付加価値を高める処理を

行う加工品

イ 中小企業者等が新たに開発又は改良した次のいずれかの加工商品等

(ア) 本市で生産された農林畜産物等を用いて新たに開発する加工品

(イ) 本市で生産された農林畜産物等を用いた加工品であって、新たに付加価値を高める処理を行う加工品

- (5) ソフト事業 新商品の開発、新商品の販路開拓、新商品に係る販売方式の導入又は改善に関する事業をいう。

- (6) ハード事業 新商品の出荷、加工製造等及び販売方式の導入又は改善に関する機械及び施設に係る事業又は自己生産物の生産規模の拡大に関する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号要件の全てを満たす農林畜産業者及び中小企業者とする。ただし、市長が適当と認めた者については、この限りでない。

(1) 市税等の滞納がないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

- (3) 市が発注する建設工事の請負、物品の購入、製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 個人又は法人等の代表者に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 個人又は法人等の役員又は経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団関係者と密接な関係を有していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助対象者として適切でないと認められる理由がないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、新商品に係る次に掲げるものとする。

(1) ソフト事業

ア 開発に係る事業

- (ア) 試作又は改良
- (イ) デザインの開発又は改善
- (ウ) 市場評価調査

イ 販路開拓に関する事業

- (ア) 展示会・見本市等（以下「展示会等」という。）への出展
- (イ) 販路開拓に関するその他の取組

ウ 販売方式の導入又は改善に関する事業

- (ア) インターネット通信販売及びカタログ通信販売（以下「インターネット通販等」という。）の導入又は改善
- (イ) その他の販売方式の導入又は改善の取組

(2) ハード事業

ア 機械設備の整備事業

- (ア) 出荷、加工製造等に必要と認める機械設備
- (イ) 移動販売車等販売方式の導入又は改善に必要と認める機械設備

- (ウ) 自己生産物の生産規模の拡大に必要と認める機械設備（補助対象者は、六次産業化法認定事業者に限る。）

イ 施設の整備事業

- (ア) 出荷、加工製造等に必要と認める施設
- (イ) 直売施設、レストラン施設、民宿施設等の販売方式の導入又は改善に必要と認める施設
- (ウ) 畜舎、園芸ハウス等自己生産物の生産規模の拡大に必要と認める施設（補助対象者は、六次産業化法認定事業者に限る。）

2 補助対象事業選定の原則及び補助対象事業選定の基準については、別表第1に掲げるとおりとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げる経費とする。

（1）ソフト事業

- ア 謝金（アンケート調査謝金等）
- イ 旅費（新商品開発、販路開拓等に係る旅費）
- ウ 需用費（資材購入費、印刷費、試供品作成費等）
- エ 役務費（通信運搬費、成分分析等検査費等）
- オ 使用料等（試作品の製造に関する機器の使用料等）
- カ 委託料（加工委託料、デザイン料等）
- キ 前アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

（2）ハード事業

- ア 設計監理費
- イ 工事費（付帯工事費を含む。）
- ウ 機械設備購入費（据付工事費を含む。）
- エ 前アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

2 補助対象経費算入の原則、物品等を調達する場合の手続等及び補助対象経費の基準については、別表第2に掲げるとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- （1）ソフト事業 補助金の額は、補助対象経費の合計の2分の1以内とし、補助対象のうち、農林畜産業者を対象としたものについては、30万円を上限

とし、中小企業者等を対象としたものについては、50 万円を上限とする。ただし、当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (2) ハード事業 補助金の額は、補助対象経費の合計の 3 分の 1 以内とし、300 万円を上限とする。ただし、当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助対象期間)

第 7 条 この要綱による補助事業は、補助金の交付決定の日から当該交付決定の日の年度に属する 3 月 31 日までに実施されなければならない。

(補助金の申請手続)

第 8 条 第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する事業を実施し、補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添え市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。ただし、市長が省略することを認めた書類は、この限りでない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 事業計画明細書（様式第 4 号）
- (4) ハード事業にあつては事業計画内容（様式第 5 号）
- (5) ハード事業を実施する法人にあつては、事業主体の定款及び登記簿謄本の写し
- (6) ハード事業を実施する団体等にあつては、規約及び会員名簿
- (7) ハード事業にあつては直近 3 年の決算書の写し（個人の場合は、申告書等）
- (8) 事業費の積算資料・見積り及び整備施設の設計書、導入機械等のカタログ等
- (9) 滞納のない証明書（市税の納税状況調査に同意する場合は、不要）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類等の審査等により、補助することが適当と認めるときは、補助金の交付決定をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第 9 条 補助金の交付に当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 都城市補助金等交付規則及び本補助事業等に関し、市の定めた交付条件を遵守すること。なお、市は、使途及び事業実績について調査することがある。
- (2) 前条の規定により市長に提出した書類の内容を変更しようとする場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 都城市暴力団排除条例（平成 23 条例第 21 号）第 5 条に規定する市民等の責務を遵守すること。
- (6) 都城市補助金等交付規則の規定に基づく補助金等の返還の請求を受けたときは、速やかに返還すること。
- (7) 都城市情報公開条例（平成 18 年条例第 28 号）第 22 条の規定に基づく文書の公開に備えること。

（補助金交付の決定又は却下の通知）

第 10 条 市長は、第 8 条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときは、その条件を、申請者に補助金等交付決定書（様式第 6 号）により通知するものとする。

2 市長は、第 8 条の規定により補助金の交付の申請を却下したときは、速やかに申請者に補助金等交付申請却下決定通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第 11 条 市長は、補助対象者が第 3 条に規定する要件を満たさなくなった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の支払方法）

第 12 条 補助金の支払い方法は概算払とすることができる。

（内容変更）

第 13 条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書

(様式第 8 号) に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) (変更) 事業計画書 (様式第 9 号)
- (2) (変更) 収支予算書 (様式第 10 号)
- (3) 事業計画明細書 (様式第 4 号)
- (4) 事業計画内容 (様式第 5 号)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 変更申請が必要となる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金交付決定額の増額を伴うもの
- (2) 補助金交付決定額の 2 割以上の減額を伴うもの
- (3) 事業計画の変更を伴うもので、特に重要なもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(変更承認決定の通知)

第 14 条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、
適当と認められるものについては、これを承認し、補助金変更交付決定書 (様式
第 11 号) により変更承認決定通知を行うものとする。

(実績報告)

第 15 条 補助金の交付を受けた事業者 (以下「補助事業者」という。) は、補助
事業が完了したときは、補助事業等実績報告書 (様式第 12 号) に次に掲げる書
類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書 (様式第 13 号)
- (2) 収支決算書 (様式第 14 号)
- (3) 支出を証明する書類の写し
- (4) 出来高設計書 (施設等を建設する場合)

2 前項に規定する補助事業等実績報告書は、原則、事業年度の 2 月末日までに提
出するものとする。ただし、当該補助事業の完了が事業年度の 2 月以降になる
場合には、事業年度の 3 月末日までに提出することができるものとする。

(重複交付の禁止)

第 16 条 補助事業者がこの要綱による補助金の対象となる補助事業について、国、
県、市その他の団体から補助金等の交付を受けた場合は、この要綱に基づく補助
事業実施年度の補助金は交付しないものとする。

(財産の処分の制限)

第 17 条 規則第 19 条第 1 項第 2 号に規定する市長が定める財産は、補助事業により取得し、又は効用の増加した取得額が単価 30 万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 規則第 19 条第 1 項ただし書で市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された財産を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定により財産の処分を承認した場合において、補助事業者が処分により収入を得たときは、その収入の全部又は一部について、納付を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 11 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日改正）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 補助対象事業（第4条関係）

補助対象事業 選定の原則	同一の補助対象者に対する補助事業実施年度内の補助金の交付回数は、原則として、ソフト事業、ハード事業ごとに1回までとする。
補助対象事業 選定の基準 (ソフト事業)	1 新商品の開発に関する事業（第4条第1項第1号ア） （1）新商品の市場評価調査（第4条第1項第1号ア（ウ））は、試作又は改良（同ア（ア））若しくはデザインの開発又は改善（同ア（イ））と併せて取り組むこと。 （2）新商品の改良（第4条第1項第1号ア（ア））及び改善（同ア（イ））は、同一商品にあっては、1回に限り補助対象事業とする。 （3）新商品の開発に関する事業と認められないものは、補助対象事業から除く。 2 新商品の販路開拓に関する事業（第4条第1項第1号イ） （1）補助対象事業となる国内又は海外で開催される展示会等は、国内の行政機関、国内の法令の規定により設置されている団体、銀行法（昭和56年法律第59号）に基づき銀行業の免許を付与された国内に本店を有する金融機関、公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター、公益財団法人宮崎県産業振興機構、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会その他の類似団体のいずれかが主催、共催、後援又は当該展示会等に出展ブースを設置するものに限る。ただし、次に掲げるものは除く。 ア 株式会社ココニクルが出資するもの又は同社に対して支出するもの イ 個別の営業活動と認められるその他新商品の販路開拓に係るものと認められないもの

	(2) 展示会等に出品できる商品は、国内外にかかわらず、新商品とする。 3 新商品に係る販売方式の導入又は改善に関する事業（第4条第1項第1号ウ関係） (1) 販売方式の導入又は改善に関する事業は、当該導入又は取組によって収益増大が図られると認められるものでなければならない。この場合において、販売方式の改善は、単一の取組の改善ではなく、複数の改善の取組を行うことによって相乗効果が発揮され、収益増大が図られると認められるものでなければならない。 (2) 新商品に係る販売方式の改善に関する事業は、同一補助対象者にあつては、1回に限り補助対象事業とする。 (3) ダイレクトメール又はチラシの送付、テレビ又はラジオの広告放送など広告宣伝の範囲と認められる取組に係る事業その他補助対象者にとって販売方式の導入又は改善と認められない事業は、補助対象事業から除く。
補助対象事業 選定の基準 (ハード事業)	1 ハード事業の共通事項 (1) 機械設備又は施設の更新は、出荷、加工製造又は販売において、明らかに規模拡大、効率向上、品質向上、収益増大等が図られると認められるもの（単なる機械設備の買替え、施設の建替え等は除く。）でなければならない。 (2) 補助対象事業は、市内の施設に設置する機械設備の整備事業又は市内に施設を整備する事業とする。 (3) 六次産業化法認定事業者のみが補助対象者となる事業（第4条第1項第2号ア(ウ)及び同号イ(ウ)関係）については、当該補助対象者の総合化事業計画で用いる自己生産物のうち、希少性、品質及び成分その他の観点から、地域ブランド產品として認知されている、市特產品としての地位が確立されている又は当該補助対象者以外の者が生産した農林畜産物等と差別化が図られていると認められる自己生産物の生産の規模拡大に係る

	事業であって、かつ、当該整備事業を実施するに当たってあらかじめ当該自己生産物に係る新たな販路が確保されている場合に限り補助対象事業とする。 2 機械設備の整備事業（第4条第1項第2号ア関係） （1）汎用性の高い機械設備（パーソナルコンピューター、軽トラック、トラクター等）の整備事業は、補助対象事業から除く。 （2）中古機械設備の整備事業は、補助対象事業とする。
--	---

別表第2 補助対象経費（第5条関係）

補助対象経費算入の原則	1 補助対象経費に算入するものは、メーカー希望小売価格等社会通念上、妥当と認められる価格とする。 2 補助対象事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品等の調達分又は関係会社（100パーセント同一の資本に属するグループ企業並びに補助事業者の親会社、子会社、関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社、子会社、関連会社をいう。）及び補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。）からの調達分（工事を含む。）がある場合は、製造原価相当額を補助対象経費とする。 3 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除く。 4 補助事業に係る補助金交付決定前に発生した経費は、補助対象経費から除く。
物品等を調達する場合の手續等	1 物品及び機械設備（以下「物品等」という。）の購入に係る予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）が150万円を超えるものについては、原則として3者以上の競争入札により契約の相手方を決定すること。 2 施設整備の請負に係る予定価格が200万円を超えるものについては、原則として一括発注による3者以上の競争入札により契約の相手方を決定すること。 3 予定価格150万円以下の物品等の購入及び予定価格200万円以下の施設整備の請負に当たっては、原則として、2者以上から見積書を徴する見積合せにより契約の相手方を決定すること。 4 競争入札を行う場合においては、都城市職員は、当該競争入札に立ち会うことができるものとする。
補助対象経費の基準 (ソフト事	1 新商品の開発(第4条第1項第1号ア)並びに新商品に係る販売方式の導入又は改善に関する事業(同号ウ)に係る補助対象経費は、国内における取組又は活動に要する経費に限る。

業)	2 旅費は、原則として交通費及び宿泊費の実費とし、2名分（補助対象者及び当該補助対象者の役員又は従業員（家族のうち当該農林畜産業に従事する者を含む。））の旅費を上限とする。 3 通常の個別の営業範囲と認められる取組に係る経費は、補助対象経費から除く。 4 販売方式の導入又は改善（第4条第1項第1号ウ関係）に係る補助対象経費は、ホームページ、商品ページ等の作製費など初期費用とし、インターネット通販等の開始後発生する月額システム利用料、手数料等の運転費用並びにインターネットへの接続経費及びインターネット利用に当たって発生する経費は、補助対象経費から除く。 5 食糧費、交際費、家賃その他補助対象経費とすることが適切でないと市長が認める経費は、補助対象経費としない。
補助対象経費の基準 (ハード事業)	1 機械設備の整備事業及び施設の整備事業の共通事項 (1) 自己生産物の生産に係る機械設備又は施設と認められるものは、補助対象経費から除く。ただし、六次産業化法認定事業者のみが補助対象者となる事業(第4条第1項第2号ア(ウ)及び同号イ(ウ))に係るものは除く。 2 機械設備の整備事業（第4条第1項第2号ア関係） (1) 中古機械設備（中古機械設備等の購入に当たり必要となる修繕費用を含む。）の補助対象経費の上限は、法定耐用年数による残存価格とする。 (2) 中古機械設備の耐用年数を延長するためのオーバーホールに要した経費は、前号に規定する上限額に加えるものとする。 3 施設の整備事業（第4条第1項第2号イ関係） (1) 事務所並びに補助対象者及び当該補助対象者の関係者が居住の用として利用する施設その他加工製造及び販売に必要な施設と認められない施設（以下「事務所等」という。）は、補助対象経費から除く。なお、補助対象施設内に設置する事務所等については、事務所等とそれ以外の部分との間に必ず間仕切りを行うこと

	とし、この場合における補助対象経費は、当該施設の延床面積から当該事務所等の床面積を控除した床面積を延床面積で除したものに、当該施設整備に係る請負契約の金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を乗じて得た金額（1千円未満の端数は切り捨てる。）とする。 （2） 自ら所有し、又は他の者から借り受ける住宅、店舗、倉庫その他の施設を改装して、加工製造施設、直売施設その他必要と認められる施設を新增設する場合に限り、改装工事費を補助対象経費とする。この場合において、補助対象施設内に事務所等が設置されているときの補助対象経費の基準は、前号の規定を準用する。 （3） 土地購入費、地代、家賃その他補助対象経費とすることが適切でないと市長が認める経費は、補助対象経費としない。
--	---